

八戸市農業委員会 12 月総会議事録

日時：令和6年12月10日（火）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 19 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 欠	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 欠	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 欠
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、
主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、上村推進委員、齋藤推進委員、岩崎推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	次に、本日の議案のうち、議案第 49 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認につきましては、籠田会長が当事者となっている事案がございます。 籠田会長におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、内沢 豊委員の御発声に続いてお願いいたします。
内沢委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は、御多用の中御出席いただきありがとうございます。 先月 27 日、28 日に全国農業委員会代表者集会等への出席と国会議員への要請活動を行って参りました。このことについては、その他のところで報告させていただきます。 それでは、本日の議事につきましても、慎重に御審議いただきますようお願い

します。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、17 番 加藤 浩幸 委員、19 番 赤坂 英夫 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 46 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る 11 月 27 日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室 C において、番号 51 番と番号 52 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。はじ

3条 51 番

めに、番号 51 番について説明いたします。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は耕作の利便を図るためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間にける農地の取得・売却事例は、受人は令和 4 年 3 月に田を規模拡大のため取得しています。渡人は令和 5 年 1 月に田を渡人の要望のため取得しています。通作距離は約 18 k m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 43 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 2 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック各 1 台を所有しております。 続いて、番号 52 番について説明いたします。

3条 52 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間にける農地の取得・売却事例は、受人は令和 4 年 8 月に田を卸商業団地整備のため売却しています。通作距離は約 1.5 k m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機各 1 台を所有しております。なお、刈り取り用の農機具は保有しておらず、知人農家に作業委託しているとのことです。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

下館委員

下館から報告いたします。去る 11 月 27 日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議

室Cにおいて、番号 53 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 53 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ピーマン、ぶどうです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 5 k m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化は、面積 595 m²の畑はあり、その他はなしです。休耕地・山林地なしです。農業経験は 6 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 3 人で、うち農業専従者は男 1 人、兼業者は女 1 人です。農機具保有状況は、刈払機 3 台、トラクター、軽トラック、動力噴霧機各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

寺沢委員

寺沢から報告いたします。去る 11 月 27 日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室Cにおいて、番号 54 番と番号 55 番を調査してまいりました。通常、農地法第 3 条許可申請に係る調査は、申請地に係る地区の農地利用最適化推進委員が担当することとなっておりますが、この案件は申請地が複数の地区にわたっており、担当地区の案件しか調査できないこととなっている推進委員では対応できないため、農業委員が調査することとなりました。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。番号 54 番と番号 55 番の案件は、受人が同一のため、一括して報告いたします。

3 条 54 番、55 番

調査には、いずれも両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、いずれも知人です。態様別は、番号 54 番は売買、番号 55 番は贈与です。申請理由は、いずれも受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはいずれ

もありません。申請地における受人の作付計画は、番号 54 番は水稻、みょうが、番号 55 番は水稻です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、受人は令和 3 年 12 月と令和 4 年 11 月に田を規模拡大のため取得しております。通作距離はいずれも約 500m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地は、番号 54 番はあり、番号 55 番は字大川原はなし、字下川苗代はあります。農業経験は 54 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は男 1 人です。農機具保有状況は、草刈機 5 台、トラクター 3 台、軽トラック、田植機、コンバイン各 2 台を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木委員

再び河原木から報告いたします。去る 11 月 27 日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室 C において、番号 56 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 56 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は耕作の利便を図るため、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありますが、受人がこれまで賃貸借で借りており、今回の申請で所有権を有する予定となるもので、解約の手続きは不要となります。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 1.5 km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈機各 1 台を知人農家より借用するとのことでした。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え

ます。

以上で報告を終わります。

上野委員

上野から報告いたします。去る 11 月 27 日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室Cにおいて、番号 57 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 57 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は耕作の利便を図るため、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、長男が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 700m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 60 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機各 1 台を所有しており、田植機、コンバイン各 1 台を知人農家より借用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

橘委員

橘から報告いたします。去る 11 月 27 日、三浦豊農業委員と市庁本館地下会議室Cにおいて、番号 58 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 58 番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 5 m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地

化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は女 1 人で、兼業者です。農機具は保有しておらず、手作業で耕作するとのこと。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 47 号、令和 6 年度第 9 号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第 47 号、令和 6 年度第 9 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 5 件、使用貸借 8 件の計 13 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 4 名、貸し手 13 名で、利用権

	設定面積は、合計 87,756 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積 1 番、2 番	番号 1 番と番号 2 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんじん、長いもを作付けするために、番号 1 番は 5 年間、番号 2 番は 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 1 番は年間総額 40,000 円、番号 2 番は 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。
利用集積 3 番～5 番	番号 3 番から番号 5 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 6 番	番号 6 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額玄米 240 kgでございます。 次ページをお開き願います。
利用集積 7 番	番号 7 番から資料 7 ページの番号 13 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。番号 7 番から資料 7 ページの番号 13 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 7 番から番号 11 番までは、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借、資料 7 ページの番号 12 番と番号 13 番は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 8,000 円でございます。 公告年月日は、令和 6 年 12 月 16 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 48 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦委員

三浦から報告します。去る 11 月 27 日、寺沢委員と市庁本館地下会議室 C において、番号 26 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5 条 26 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 2 月 28 日まで。資金調達計画は、親会社からの融資です。なお、親会社から融資証明書が提出されています。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立鮫中学校から南東側約 750m に位置し、畑、宅地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から通行承諾書が提出されています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

会長

次に、日程第5、議案第49号、農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを議題といたしますが、本議案の中には、法人の役員として私が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、本議案に係る議事進行は、馬場会長職務代理者をお願いし、私は退室したいと存じます。

馬場会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

(会長退室)

会長職代

それでは、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局の宮本から、議案第 49 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを御説明いたします。

はじめに、総会資料とは別にお配りしております、「議案第 49 号参考資料」と記載されている資料を御覧ください。

農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項の規定により、毎年、権利を有する農地等の所在市町村の農業委員会に、事業の状況等を報告することとなっており、農業委員会では、その報告を基に、農地所有適格法人の要件について審査を行うこととなっております。

農地所有適格法人の要件でございますが、

1、組織形態要件として、法人の組織形態が会社法人である株式会社など、又は農事組合法人であること、

2、事業要件として、直近する 3 か年の農業に係る売上高が、事業全体の売上高の過半を占めていること、

3、構成員・議決権要件として、農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えていること、

4、役員要件として、役員の過半の者が、その法人の農業常時従事者であり、かつ、役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が農作業に原則年間 60 日以上従事する者であること、となっており、これらの要件を全て満たしている必要があります。

それでは、資料の 11 ページを御覧ください。

今回の確認対象は、資料の 12 ページにわたる計 18 法人で、昨年度から事業撤退により 1 法人の減、新規参入により 1 法人の増となり、合計法人数の増減はありません。番号 7 番と番号 11 番と番号 12 番の法人は法定期限に遅れての報告書提出となりましたが、他の 15 法人は法定期限内に報告書が提出されております。

各法人の組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件は資料に記載のとおりでございます。資料 12 ページの番号 12 番の法人につきましては、意思表示等により事実上は事業として農業から撤退しておりますが、当該法人は農地を所有しているため、その農地が第三者に所有権移転されなければ完全に撤

退したことにはならず、農地所有適格法人としての報告義務があることから確認対象となっておりまして、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件を満たしておりません。農業委員会は、農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがある場合、その法人に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができますが、当該法人は講ずべき必要な措置として、農地を手放すため農業委員会にあつせん申し出書を提出しておりますので、勧告する必要はないものと判断できます。

審査の結果、番号 12 番の法人は農地所有適格法人の要件に不適合であるが勧告不要の旨、番号 12 番以外の法人は、いずれも全ての要件を満たしていることが確認されておりますので、農地所有適格法人の要件に適合の旨、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長職代

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

籠田会長の入室をお願いいたします。

(会長入室)

会長職代

それでは、議事進行を籠田会長にお返しいたします。

日程第 6

会長

次に、日程第 6、報告第 53 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 11 月分でございます。資料の 13 ページを御覧願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 176 番

～192 番

今回の届出は、資料 13 ページの番号 176 番から資料 18 ページの番号 192 番までの計 17 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 18 ページの番号 191 番は有り、その他は無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 7

会長

次に、日程第 7、報告第 54 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転

	用届出の 11 月分でございます。 資料の 19 ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条 101 番	番号 101 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 102 番	番号 102 番、転用目的は共同住宅 2 棟建築でございます。
5 条 103 番	番号 103 番、転用目的は宅地分譲でございます。
	次ページをお開き願います。
5 条 104 番～106 番	番号 104 番、番号 105 番、番号 106 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページを御覧願います。
5 条 107 番	番号 107 番、転用目的は駐車場でございます。
5 条 108 番	番号 108 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 109 番	番号 109 番、転用目的は共同住宅 2 棟建築でございます。届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8	次に、日程第 8、報告第 55 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
風張主査	事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 11 月分で

ございます。資料の 23 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 40 番、41 番

番号 40 番と番号 41 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 6 年 12 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 10 分)